

## 静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 第11回本部員会議議事録

日時 令和2年5月29日（金）  
午後2時45分～3時35分  
場所 別館9階特別第1会議室

### 【黒田危機管理部参事】

これより静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部第11回本部員会議を始めます。進行管理を危機管理監にお願いします。

### 【金嶋危機管理監】

本日の会議は5月25日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が全面解除されたことを踏まえ、本県の実施方針を決定するために開催するものです。

それでは議事に入ります。(1) 新型コロナウイルス感染症の現在の状況について、健康福祉部から報告願います。

### 【藤原健康福祉部長】

報告いたします。資料の1-1を御覧ください。5月28日現在の患者の発生状況でございます。県内発生患者が計76人となり、72名が退院したことから、4人入院している状況であります。PCR検査は5,821件、帰国者・接触者相談センターでの相談受付件数は、41,672件で、帰国者・接触者外来受診人数は、2,063件となっております。次のページをご覧ください。

資料1-2でございます。感染者・入院者等の推移でございます。真ん中の直線の部分でございます。新規入院患者数をご覧ください。5月に入りまして、新たな患者については右端の方にありますように4人という状況です。この4人がそのまま入院しておりますので、累計の確保病床数に対しては十分が余力がある状況でございます。

資料1-3でございます。感染拡大状況評価指標の状況です。21日から27日までの新規感染者2人、そのうち1週間の感染経路不明者が1人ということで、(3)の感染経路不明の感染者率は50パーセント、1/2の50パーセントとなります。PCR検査陽性率は0.5パーセント、クラスタの発生はない。以上のことから、先週に引き続き、感染限定期にあると考えております。

つづきまして、資料1-4を御覧ください。第2波に向けた備えについてでございます。

1の受入病総数の拡充の欄でございます。現在入院患者の受け入れを割り当てしている病床が200床、今後の備えのために確保する想定を、当部として確保している病床数、確保想定病床数が、これに200を加えて全部で400床を想定しております。軽傷者療養施設の確保数は155室。今後は受け入れを割り当てた病院に対する空床補償を充実するなど、病院経営に対する支援を強化し、病床の確保を確実にしてまいります。

2の地域外来・検査センターの拡充につきましては、現在設置済みの欄にございますとおり、3つの医療圏域において、6ヶ所開設されております。引き続き、予定の欄にある4医療圏5箇所について支援をいたします。またそれ以外の賀茂地域についても、これから設置に向けて調整をすすめます。さらに圏域内での市町を跨ぐ受診、これについても、受け入れ調整を進めてまいります。

3の軽症者療養施設の拡充でございます。現在、先ほど申し上げました155室を確保し、開設

しております。東部、西部地域におきまして、第2波がおきた場合にすぐに開設できるよう、事前に協定を結んでおくということで確保していきたいと考えております。

一番下、4の医療従事者のスキル向上については、受け入れ病院のスタッフによる症例検討会を開催することとし、患者の、患者様への対応のスキル向上を図ってまいります。ページをおめくりください。

5の医療従事者支援策の充実でございます。最前線で働く医療従事者の皆様を支援するため、県議会の発議により設立されました「新型コロナウイルスに打ち勝つ静岡県民支え合い基金」を活用した、医療従事者支援や医療従事者の帰宅できない場合の宿泊施設の確保に対する支援、それから産前休暇中の医療従事者の代替職員の確保に対する支援等を検討してまいります。

6の衛生資機材の確保につきましては、第2波や冬期におけるインフルエンザ等の同時流行に備えまして、衛生資材の備蓄を進めます。衛生資材における「バイ・シズオカ」の取り組みといたしまして、これまでに県内事業者にて5件の発注をいたしております。また、県のホームページで生産販売する県内事業者を募集したところ51件の登録をいただき、医療機関等に情報提供して参ります。

7の冬季におけるインフルエンザとの同時流行への対策の検討につきましては、感染症対策専門家会議において検討を進めてまいります。インフルエンザとの同時流行を防ぐため、予防接種の奨励、ワクチンの早期製造と調達を国に要望してまいります。第2波が必ず来ると想定した上で、安定しているこの時期に備えを進めてまいります。以上です。

**【金嶋危機管理監】**

ただいまの報告について、質問等ありますか

**【がんセンター局長】**

はい

**【金嶋危機管理監】**

では、がんセンター局お願いします

**【小櫻がんセンター局長】**

それでは、がんセンター局からご報告を申し上げます。がんセンターにおきましては、県内の医療機関の感染症の対策により衛生資材の不足に対応するため、県内のがんの診療連携病院やコロナの感染症患者を受け入れる機関、また県医師会等の4師会、36の施設、機関に対しましてお声がけをしまして、必要な物資、不足している物資等を聞き取りいたしました。

そのうち31の施設機関に対しまして、物資の供給支援をさせていただきました。これまでに国や県の方から、すでに配布は済んでおりますけれども、静岡がんセンター含めまして、県内の各医療機関におきましては、不足している重要物品の補充が進みつつございます。ということで最悪の状態は回避できたのかなというふうに思っております。また物品の、物資の不足ということの原因とする院内感染が防止できたというふうに考えておまして、いわゆる医療崩壊の防止には貢献できたというふうに考えております。

しかしながら、いまだに、ガウンや防護服などで、病院単体ではなかなか調達が困難な物品もございます。従いまして6月以降、健康福祉部におきまして、速やかに調達を進めていただいて、供給をお願いしたいということで、県内各医療機関も大変期待しておりますのでよろしく申し上げます。今後、予想される第2波に備えて、感染対策物品、衛生資機材の備蓄はさらに必要だというふうに考えております。引き続き医療機関への支援協力をお願いしたいと思います

ております。静岡がんセンターにおきましても、物品の物資の調達ルートでありますとか、調達方法等につきまして、健康福祉部と情報交換をするなど、連携協力していく所存であります。以上であります。

**【金嶋危機管理監】**

今の報告について質問等ありますか。

**【藤原健康福祉部長】**

備蓄につきましては、今おっしゃられたように県の方でしっかりやっていきたいと考えております。これからもルートの確保等につきまして、情報交換してまいりたいと思います。以上です。

**【金嶋危機管理監】**

ほかに質問等ありますか。よろしいですか。それでは、次に（2）政府の基本方針の概要について、事務局から報告してください。

**【酒井危機対策課長】**

政府の基本的対処方針の概要について説明します。資料2を御覧ください。

1、対処方針の基本的考え方、緊急事態宣言解除後は一定期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等、を緩和しつつ、段階的に社会経済活動レベルを引き上げ、上記の前提として、新しい生活様式の定着、業種ごとに策定のガイドライン等の実践。一定期間とは、1期、5月25日から6月18日、2期が6月19日から7月9日。3期が7月10日から7月30日。再度感染拡大が認められた場合は、的確な経済、雇用対策を講じつつ、速やかに強い感染拡大防止対策を実施。

2、対処方針の主な内容 外出の自粛と不要不急の帰省や旅行など、都道府県を跨ぐ移動は自粛。5月31日まで。5月25日の緊急事態宣言解除の際に、特定警戒都道府県であった地域との移動は慎重に対応。1期6月18日まで、6月19日以降の都道府県を跨ぐ移動制限は無くなる。観光振興は、まずは県内観光から、1期6月18日まで。県外から呼び込み。2期6月19日以降、8月を目途に、GOTOにキャンペーンによる支援。クラスター発生施設等への外出自粛を5月31日まで促し、それ以降はガイドラインの策定や感染防止対策を前提とし、6月1日から自粛要請等の緩和を検討。安全性確保が困難と想定される施設、接待を伴う飲食店、ライブハウス等は、施設の業態の特性等に応じた感染防止策に関して、さらに検討された結果を踏まえ、感染防止策の徹底等により、一定の安全性が確保されたと考えられる場合は、自粛要請の緩和を検討。6月19日以降。移行期間、1期から3期ごとに、段階的に規模の要件を緩和、1期は屋外100人、国内100人。2期は屋内外1,000人。3期は国内外5,000人。8月以降、人数の上限なし。ただし、屋内は定員50パーセント以内。全国的なイベント、スポーツの試合等は2期6月19日以降から、無観客で開催。3期7月10日から、5,000人又は定員の50パーセントで開催、以上です。

**【金嶋危機管理監】**

ただいまの政府の対処方針等について、質問等はありませんか。

**【金嶋危機管理監】**

それでは次に、この政府の対処方針を踏まえた、静岡県実施方針案を議題とします。事務局

から説明をお願いします。

【山田危機政策課長】

資料3を御覧ください。静岡県実施方針案、令和2年5月29日、静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部。政府の新型コロナウイルス感染症対策本部は、5月25日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第5項の規定に基づき、緊急事態解除宣言を行うとともに、基本的な方針を改正した。新たな基本的対処方針では、今後新しい生活様式の定着等を前提として、一定の移行期間を設け、外出の自粛要請等を緩和するなど、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされた。国では、概ね3週間ごとに地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、外出の自粛、催し物開催制限等を6月19日ごろ、7月10日頃と段階的に緩和することとしている。本県では、こうした国の方針を参考に、県内外の感染状況や、他県の自粛要請緩和の動向等を踏まえ、以下の方針による本県の新型コロナウイルス感染症対策を実施する。なお、6月19日以後の移動制限や、催し物開催制限の大幅緩和を念頭に置きつつ、引き続き、原則として毎週金曜日に警戒レベルとレベル毎の行動制限を発表する。再度感染拡大が認められた場合は、実施方針を速やかに見直し、感染拡大防止対策を強化する。

1、対象とする期間、令和2年6月1日月曜日からとする。

2、対象とする区域、静岡県全域、

3、警戒レベル警戒レベル3、県内は注意、県外は警戒、

4、実施する内容 (1) 新しい生活様式の定着に向けた啓発。県民や事業者に対し、密閉密集密接の三つの密の回避や人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした、基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する新しい生活様式の定着を呼びかける。事業者に対し、在宅勤務、時差出勤等、人との接触を低減する取り組みを働きかける。(2) 県内で行う行動に関する行動制限の要請 ①県民の外出の自粛、繁華街の接待を伴う飲食店等、これまでにクラスターの発生しているような施設や三つの密がある場合については、引き続き外出をかけるよう呼びかける。こうした施設への外出自粛の緩和については、業種組合が作成するガイドライン等に基づく感染防止対策が講じられているからとする。②催し物の開催制限。催し物等の開催については、新しい生活様式や業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策が講じられていることを前提に、6月19日頃から7月10日から8月1日からの3段階で、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、規模要件を緩和していく。その際、屋内で開催される催し物等については、収容定員に対する参加人数の割合を半分程度とする要件を付する。また、催し物等の態様や、種別に応じて、講じるべき感染防止策を実施するよう、主催者に求める。なお、全国的な人の移動を伴うような規模の大きなスポーツの試合等については、段階的な緩和を図っていく中で、まずは無観客での開催を求める。上記の移行期間において、各段階の一定規模以上の催し物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は、中止または延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。催し物等の開催にあたっては、その規模にかかわらず、三つの密が発生しない席配置や、人と人との距離の確保、マスクの着用、催し物開催中や前後における選手、出演者や、参加者等に係る主催者による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、主催者に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して、連絡先等を把握しておくことや、導入が検討されている接触確認アプリの活用等について、主催者に周知する。感染拡大の兆候や、催し物等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、催し物等の無観客化、中止または延期等を含めて、速やかに主催者に対し必要な協力の要請等を行う。ただし、再度感染拡大が認められた場合には、開催制限緩和の方針を速やかに見直しする。③施設管理者への感染防止策の徹底の要請、業種ごとに策定された感染拡大予防ガイドライン等を参考に、施設ごとの感染防

止対策に万全を期すよう働きかける。(3) 県境を跨ぐ移動に関する行動制限の要請、6月18日までの間においては、5月25日に緊急事態措置が解除された5都府県との間の不要不急の移動については回避するよう呼びかける。その他の府県への移動制限については、定期的に発表する警戒レベル及びそれに応じた移動に関する行動制限に基づく行動を呼びかける。6月19日以降については、県境を跨ぐ移動に関する行動制限を大幅に緩和するとの方針を念頭に置きつつ、6月15日までに行動制限の内容を公表する。(4) 医療提供体制、第2波に備え、受入病床数の拡充、地域外来・検査センターの設置の促進、軽症傷療養施設の拡充。衛生資材・医療資材の確保を着実に進める。また、医療提供体制の確保のため、医師の判断に基づき妊産婦や手術を要する方のPCR検査等を積極的に実施するとともに、治療体制の充実のため、医療機関によるエクモ(ECMO)や人工呼吸器等、必要な機器の整備を促進する。(5) 学校教育活動、地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、再開した教育委員会の学校教育活動を支援する。(6) 地産地消「バイ・シズオカ」の推進。県内の生産者、販売者、施設管理者等においては、需要の大幅な縮小によって大変厳しい状況、死活問題となっている。これを、県民の共助で乗り越えていくため、県民に県産品の購入や県内施設の利用を呼びかける。その消費行動の変化・変容を一時的なものとするのではなく、新しい暮らし方を静岡に定着させに行く、「バイ・シズオカ」の実践をお願いする。また、県内の感染状況等に留意しつつ、県内における社会経済活動の日常化への取り組みを支援する。以上であります。

#### 【金嶋危機管理監】

ただいまの方針案について補足説明をお願いします。

#### 【天野経済産業部長】

経済産業部からは、緊急事態宣言の全面解除を踏まえました、県内の経済活動について補足説明をいたします。お手元の資料4を御覧ください。新型コロナウイルス感染症に係る経済・雇用対策有識者会議についてであります。新型コロナウイルス感染症防止対策と社会経済活動の両立を図りつつ、状況の変化に応じた適格な経済雇用対策を実施するにあたり、県内経済界、労働界の代表者から広く御助言等いただくために、標記会議を設置いたしました。

次のページを御覧ください。まず5月25日、新型コロナウイルス対策の緊急事態宣言が最後まで残っておりまして、東京、北海道など、5都道県を含め全面的に解除されました。経済産業部ではこれを受けまして、新型コロナウイルス感染症に係る経済・雇用対策有識者会議の委員の皆様から意見等を聴取したもので、御報告をいたします。まずその各有識者の見解要旨であります。感染症防止対策があつての経済活動、その両立を図り進めなければならない。旅館ホテルの方も今は全面的に営業できない。少しずつの判断が難しい業種もある。まだ多くの人に不安な気持ちが残る中、このたび県が示した観光施設宿泊施設の指針はガイドラインとして非常によいものだと思う。こうしたものをしっかりと徹底しPRしていくことも大切である。次に、第2波の恐れがある。まずは感染症をしっかりと押さえ込むことが大切。旅行なども感染症対策をしっかりと行って、県内のお客様を受け入れることから始めるなど、消費者のマインドを作っていないといけないのではないかと思います。次に、東京が何とか一定の水準は保っているとはいうものの、新型コロナウイルスの第2波に警戒しなければならない。感染症防止対策の効果や状況を見た上で、経済活動も両立を図っていかなければならない。次に、宿泊・観光業などが大きな打撃を受けている。まずは、県域内での旅館ホテルなどの利用を図っていく形になるのでは。お客様は感染リスクを恐れて簡単には戻らない。県の観光・宿泊施設基準等をもとに、安心して利用できる環境を整えて、それらをPRし、誘客を図っていくことが必要ではないか。次に、ワクチン開発ができるまでは、感染症の防止対策と経済活動とのバランスは慎

重に図っていくべき。一般的にも、まだまだ、様々な大会など自粛したりしている。ワクチン開発までいかないと不安の払拭までは難しいのでは。次に、経済活動の再開を一定の目標・期限を定めて進めていくことも有りだと思うが、まだ誰もが不安を持っている状態。特に静岡は首都圏と関西圏の中間にあり、現時点では県を跨いで移動はリスクが上がってくるのではないかと不安があるだろう。感染症の状況のチェックや、病床確保などの医療のバックアップ体制など、感染症防止対策と経済活動との調和を図っていくことが一番大切である。次に、経済活動は、新型コロナウイルス感染症防止の観点から守るべきところは守って、徐々に広げていくしかないが、バランスのとり方が非常に難しい。地域や職種によっても違うので配慮が必要である。次に、経済活動の再開は、感染症防止対策と両立していく形でバランスをとって進めていくことが大切。静岡県は「ふじのくに基準」を設けており、県内の企業や生活者を守る視点から、基準に照らし適切な判断をお願いしたい。次に、緊急事態は解除されて、鉄道、バスなどの利用も増加してくると思うが、テレワークや時差出勤などの継続は、感染症防止対策にも資するものであり、そうした努力や配慮も忘れないことが大事である。

以上のような、経済界、労働界のご意見等を踏まえますと、ふじのくに基準や業界ごとのガイドライン、県の指針等に基づき、引き続き、新型コロナウイルス感染症に係るリスクの状況等を勘案しながら、感染症防止対策と社会経済活動との両立を図っていく必要があると考えております。私からの説明は以上であります。

#### 【金嶋危機管理監】

ただいまの報告及び補足説明と御意見ありますでしょうか。

#### 【本部長“知事”】

県の実施方針（案）にですね、県境を跨ぐ移動に関する行動制限についてのところですが、その他の府県への移動制限については、定期的に発表する警戒レベルと、非常に重要なことであります。本県はふじのくに基準、ふじのくにシステムといわれるもので、定期的に、金曜日に、これはあの明確に金曜日と書いてもいいのではないのでしょうか。そして、今日は金曜日でしたよね。今日は、定期的に発表するのは3回目ですか。どこで発表してますか。ホームページでしょ。ですから、その都度、その都度、現況を捉えながら、そして、数値的な基準も含めて、感染症に関わる警戒レベルというものを公表申し上げる。それはすごく大事なことでですね、誰にでも分かりやすいように広報しなければならないと思います。定期的というのはやや分かりにくいので、明確に金曜日、金曜日の午後3時、要するに土日の前に、金曜日の午後3時に県が発表する行動基準というものについて注意していただいて、週末に備えていただくと。ぱっとみて分かるようにですね、地図を付けていただくと。

今回ここで、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、これには回避すると呼びかけてますね。警戒レベルの色分けができていていると思うんですよ。信号と同じですね、黄色、青ということになってますけど、これだと警戒レベル、これでもいいのかということに思われかねません。ですから、こうしたことを含めて、地図には行っていい県と悪い県と分かるように表示をして、文字を読まなくても分かるには、47都道府県別に落とし込んで、

例えば、山梨県と間では、例えば長野県は警戒レベル3じゃないと思うんですけど、長野県は御案内のように、中部地方の知事会で県境を跨ぐ移動はしないという共同宣言をしております。私どもも、関東知事会と同時に中部地方の知事会にも入っております、ですから、一緒に共同宣言をしてですね、ですから、長野県には行ってはいかんと。共同宣言で一緒にやりますから。ですから、長野県は警戒レベル3でも行ってはいかん。それが分かるようにしなく

ちゃいけない。ですから、色分けをして、一目瞭然でわかるように改善をしてくださるようお願いしたいと思います。

バイ・シズオカというのは、ご案内のようなものとサービスの両方。それからこの観光、宿泊施設につきまして、ガイドラインしました。ガイドラインに沿ってですね、宿泊施設の3密対策をとっていただければ、お越しいただいていい。そこに入ってもいいということで、これは山梨県もすでにそういうガイドラインを作ってるんですね。それをお互い照らし合わせながら、山梨県との間で、サービスも一緒にこの提供を受けていいということになってますから、このガイドラインですか。これですけれども、経済会の方も注目しておられまして、1番上の発言者と、3番目の発言者、4番目の発言者ですね、観光宿泊施設基準、県の観光宿泊施設指針、これは極めて重要で、伊豆半島であるとか、山梨県であるとか、そこはよほど注意しながらしかし、指針をしっかりPRする。これは強調してくださるようお願いいたします。以上です。

【金嶋危機管理監】

はい。

【難波副知事】

実施方針の1ページ目の真ん中あたりに、原則として毎週金曜日に、と書いてありますけども。後ろの3ページに、定期的に発表するとは書いてないので。ホームページとか。

【本部長“知事”】

午後3時とかね。それは何処をみたらいいのか。市町には同時に提供するとか。毎回行っている。国の移動と、これは大きな枠組みですけど、一方、我々は、我々の基準、このふじのくに基準、ふじのくにシステムに基づいて行動制限を設定してますから、どちらを重視するかといったらどちらもですけど。最終的にはより具体的なふじのくに基準に照らして、県民の皆様に行動していただくように訴えるということでもありますので、国は大きな枠組み、我々の方は明確な具体的な行動指針に基づいて行動していただきたいと存じます。じゃあ、午後3時に。広報は何処が担当ですか。危機管理部がケアしてくださいね。

【金嶋危機管理監】

今本部長から指示を受けまして、毎週金曜日午後3時、それからホームページ、どこを見ればわかるか、その辺を修文して、この実施方針（案）をはずした上で対応したいと思います。

【本部長“知事”】

それからホームページは、地図ね、地図でどこのところは行ってはいけないと。行ってはいけない場所が分かるように。そのように図示して分かりやすいように。

【金嶋危機管理監】

それでは、その方針で修正して、この案で対応するとうことでよろしいでしょうか。

【本部長“知事”】

了解しました。

【金嶋危機管理監】

それでは、次に(4)ふじのくにシステムに基づく移動に関する行動制限について、これは本部長から御指示のあった部分も絡みます。これについて、事務局から報告いたします。

【植田危機報道官】

はい、ふじのくにシステムに基づく移動に関する行動制限について御説明いたします。お手元の資料をご覧ください。まずその資料5の冒頭ですが、まさに本県の警戒レベルの方向になります。順次読み上げます。5月29日現在は警戒レベル3、県内注意、県外警戒です。現在感染拡大が限定的、感染限定期となっているのは、県民の皆様様の御努力や御協力のたまものです。これからも一人ひとり行動に気をつけていただき、皆さんと一緒に1日も早い日常の回復を目指しましょう。以下のような行動も心がけていただくようお願いいたします。静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部。次の枠内ですが、こちらは先ほどのレベルに基づきます行動制限の考え方、必要性の説明になります。読み上げます。新型コロナウイルスに感染しないためには、見えない感染者に、近づく可能性をどうすれば減らすことができるか、知らずに出会っても、うつらないようにできるかが大切です。県内の感染は、その多くが感染経路を特定されており、ウイルスは感染拡大地域から持ち込まれたものです。現状を見ると、県内に見えない感染者がいる可能性は、県外と比べると相対的に低いものと考えられます。一方、直近まで特定警戒都道府県であった北海道、東京都など首都圏4都県及び人口10万人当たりの感染者数が多い石川県、愛媛県、福岡県は、見えない感染者が市中にいる可能性がより高いと言えます。感染の状況は地域で異なるので、訪問先または来訪者の地域ごとに行動を変えていただくことが必要です。以上の考え方をもとに、以下ケースごとの行動制限についてお話をいたします。

県内移動に関する行動制限。3密を避けるなど新しい生活様式を徹底してください。新しい生活様式につきましては資料3にございますので、後程御確認ください。県境を跨ぐ不要不急の移動に関する行動制限。これは6月1日以降の基準となります。5月31日までは、都道府県を跨ぐ移動はできる限り回避をお願いいたします。ただし、山梨県は新しい生活様式の徹底により可といたします。以下、まず、1本県を出発する皆様へ、(1)すべての外出について、新しい生活様式を徹底してください。(2)北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、愛媛県、福岡県には、やむを得ない事情がある場合を除き、訪問を回避してください。(3)、(2)に掲げた都道府県及び山梨県を除くその他府県への訪問は移動の必要性を慎重に判断してください。また、すべての移動に際して、新しい生活様式の徹底をお願いいたします。2ページを御覧ください。本件を訪問される皆さまへ(1)、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、愛媛県、福岡県の皆様には、本県への訪問の自粛をお願いします。(2)(1)に掲げた都道府県及び山梨県を除くその他の県の皆様には慎重な行動をお願いします。(3)県民の皆様には、他都道府県から訪問される方が、すでに感染しているかもしれないという意識をお持ちいただき、新しい生活様式の徹底のほか、三つの密が集まる場所に行かない、作らないなど、感染予防対策の徹底をお願いいたします。なお6月1日以降の対応につきましては、同ページ下に日本地図で表示をさせていただいております。凡例をご覧ください。青い部分が新しい生活様式の徹底により可とする地域。黄色の部分が慎重に行動していただきたい、往来について慎重に行動していただきたい地域、オレンジ色の部分が基本的に回避していただきたいと箇所となっております。なお先ほど話題に出しておりますが、旧特定警戒都道府県、それから中部県知事会の共同メッセージで、県間移動等の自粛のありました地域につきましては、それぞれ、赤枠、緑枠で示してございますので、御理解の助けにさせていただきたいと思っております。一枚めくっていただきまして、A4の横表でございます。これは改めてでございますが、タイトルを御確認ください。県境を跨ぐ不要不急の移動制限の内容になります。左方上。が2020年6



月1日現在、6月1日からの制限になります。内容につきましては、ただいま説明したものを図示したものでございます。1点だけご確認をいただきたいのは、一番左の列の下から2行目。④現在は、感染限定期に近くなっているが、いまだ警戒が必要な都道府県から矢印がありまして、④から静岡県へ来る方へ自粛を要請。具体的にはということで、右に目をやっただきますと、と④はということで、北海道から福岡県まで表示をさせていただいております。こちらにも参考に御理解いただきたいと思っております。以上で案の説明といたします。

#### 【金嶋危機管理監】

ただいまの行動制限案について、何か御質問等ありますでしょうか。

#### 【本部長“知事”】

よく出来ているのではないのでしょうか。それでは、先ほど地図におとして同じ慎重に行動という内容ですけれども、赤の枠で囲ってあるところと、緑の枠でかこってあるところがあるわけですね。同じ黄色でも違うんです。これはわかりやすいですね。ですから、私は冒頭資料の説明ですね、青色で囲われている部分、文章にしないでですね、地図を描いたほうがいい。そして、その地図の説明として、より正確な情報として、文字情報の後ろに添えるという風にしたほうがいいと思っております。これがホームページに載るとすれば、文章を読む人は必ずしも多くないので。絵もなんといいですか、時系列的にですね、後ろの方で、先々週の金曜日はどうだった、先週の金曜日はどうだった、現在はどうか、ということで、絵を見れば全体の行動の、都道府県を跨ぐ移動についての変化がわかる、追うことができると、やはり、図示することをしてみせる。

それからあの、横軸と縦軸とにわたる、これがよく出来ているんですよ。これを各市町とか、我々もしっかり読んで、いろいろアドバイスができるものであるんで、関心のある方はこれを見なくちゃなりませんけど、誰にでもわかるようにするには、図示をもっと、囲いをしてあるのはきちっとですね、さすが、危機管理監。こういう形で色分けして一目瞭然という方向で、徹底的に考えて、データを集めて、ちゃんと迎えるように。それをプレゼンテーション。それを極めてやさしいというか、明快にする必要がある。

この中で一番分かりやすいのは地図です。これで、我々は山梨県に行っていっていいと、それから、神奈川県に行くな、愛知県にも行くな、長野県は同じ警戒レベルでいけば3なんだろうけど、行ってはいけないとなりますので、そういう工夫を毎回、発表するごとに、危機管理監としてはやっていってほしいと思っております。以上です。

#### 【植田危機報道官】

承知いたしました。事務局といたしましては、ただいまの御指摘を踏まえまして、これから作業に入ります県民への公表に向けて工夫してまいります。

#### 【金嶋危機管理監】

それでは、本部長からの今の指示につきまして、公表方法も見直して、今回から公表していきたいと思っております。

#### 【本部長“知事”】

ちなみに言いますとですね、観光・宿泊施設のガイド、あれも冊子になっているんですね。ですから非常によくかけているんです。旅館の方達が、ぱっとみてわかるように、これは申し

訳ないですけど山梨県に行って見せて差し上げたんですね、そしたら、彼らは、立派なものを作られたと、びっくりしてました。向こうのものは一枚紙でした。宿泊業者・観光業者が見てサッと分かる基準が書かれている、これは両方、メリット・デメリットがありまして、私はなるべくプレゼンは、パブリックリレーションですね、PR。ですから、県民の皆様方とのリレーションはなるべく分かりやすくすると。小学校高学年位でも分かるくらいの、そういうことを心がけてやっていただきたいと思います。

これで了解です。

#### 【金嶋危機管理監】

ありがとうございました。それでは(5)各部局からの報告に入ります。報告のある部局お願いします。

#### 【植田スポーツ・文化観光部長】

スポーツ・文化観光部から、資料6の1を御覧ください。新型コロナウイルス感染症に関する対応指針の策定ということで、先ほどからでてきておりました、県の観光・宿泊施設基準というものでございます。これにつきましては、本日の資料に、冊子を全部つけさせていただきました。80ページ近いものでございます。これにつきましては、2の(1)のAに概要にもございますが、例えば第3の感染予防対策、第4の旅行者に感染が疑われる場合の対応、さらには第7の窓口等のかかなり多くの情報を網羅したものでございます。これにつきましては、サービス提供側の観光施設や宿泊施設向けだけではなく、例えば、旅行業の方々の注意点や、あとは、公共施設の立場からの注意点、さらには、チェックリストがついております。かなり多くのところで参考になると思いますので、本日は全部つけさせていただきました。これにつきまして、2の(1)のイにございます、4,300箇所、各市町、観光協会、DMO、さらにはデジタル版で、宿泊施設や観光事業者の方々に配布いたします。そして、あの(2)についてです。先ほど本部長から指示があったPRについてですが、動画を作り、オンラインで研修実施するなど、しっかりとやっていただきたいと思います。また、さらに、分かりやすいものを作ってまいりたいと思います。このような取組を通じまして、地域とともに安全・安心な観光地の実現に取り組んでまいります。こちらは以上でございます。

もう1点、それとページをめくっていただきますけれども、その6の2がでございます。静岡県イベント開催における感染防止方針であります。先ほどの県の実施方針にもありましたイベントの開催については、業種ごとのガイドラインに基づく適切な感染防止策を徹底するよう記載がでございます。こちらの県が主催するイベントについて、これから順次開催してまいります。そのときの考え方と、あとチェックリストが次の2ページ3ページ目に記載してございます。様々なチェックをしてまいります。1ページ目に戻っていただき、1ページ目の2の下三行にございますが、チェックリストを会場に掲示するとともに、ホームページに公表することによって、イベント主催者だけでなく、参加者を含む関係者全員が感染防止のために取り組んでいただくということです。まずは、イベント主催者がこれをチェックするのですが、参加していただく方にも、こういったチェックをしていただくことによって、緊張感を持って徹底した感染防止対策を講じてまいります。この指針については、スポーツ・文化観光部のイベントについて作りましたが、もちろん県のイベント全般にも使っていただけるように作成いたしました。さらに、市町にも参考にしていただくよう配布いたしますし、また広く皆様に使っていただけるように、ホームページ等で公開してまいります。この資料の一番後ろに、資料6の3の横表がでございます。順次、県のイベントについて、開催をしてまいります。明日ですね、5月30日。

No1であります。文化財団がグランシップあおぞらコンサートを実施しますが、このチェックリストを使った初めてのイベントになります。これ従来は屋内のロビーで開催していましたが、グランシップの隣の芝生広場で開催するという新しい試みで始めてまいります。このように、しっかりとした新しい感染防止対策をとりながら、イベントを進めてまいります。以上でございます。

**【金嶋危機管理監】**

ただいまの報告について質問等ありますでしょうか。

**【本部長“知事”】**

全市町、全関係者に配る、宿泊・観光ガイド・指針。今は山梨県のほうも同じように考えていらっしゃるの、ガイドラインについてですね、両県で打合せをしながら、向こうのガイドラインから学んでくるものもあるでしょう。両県で共通の宿泊ガイドライン、観光・宿泊指針、これを念頭におきながら、市町とふじのくにの山梨県、これは知事さんと合意をしておりますので、その点留意してください。以上です。

**【難波副知事】**

先ほど、知事からお話のあった旅館等のチェックリストですけど、こちらのイベントのチェックリストも作って掲示するように。ホテル・旅館も同じようなものを作って山梨と共有するような形で、施設ごとに掲示してもらおうのいいかなと思います。

**【植田スポーツ・文化観光部長】**

そういったことで進めてまいります。

**【金嶋危機管理監】**

他に報告等ある部局などはありますか。それでは私から1点報告します。お手元の資料7を御覧ください。ちょっと細かい資料ですけども、今のスポーツ・文化観光部からの報告にも関連します。この資料は、国において取りまとめた業務別ガイドラインの作成状況でありまして、約130の団体のガイドラインの掲載先のアドレスが載っております。ここをクリックすると、具体的なガイドラインが出ます。各種施設の営業再開がこれから始まりますけれども、関係団体等からですね、所管部局に対してどうしたらいいのかわからないという、問合せがこれから寄せられると思います。各部局におかれましては、資料を活用しまして、関係団体の皆様に助言、支援等をぜひお願いしたいと思いますので、御活用ください。

**【金嶋危機管理監】**

その他、報告事項等、ある部局はありますか。よろしいですか。それでは、最後に本部長から指示事項をお願いします。

**【本部長“知事”】**

5月25日に政府対処方針により、残っていた北海道と首都圏1都3県の緊急事態宣言が解除されました。緊急事態宣言が解除された後は、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着などを前提として、地域の感染状況や医療提供体制の確保状況を踏まえながら、一定の移行期間を設け、行動制限などを緩和しつつ、段階的に経済レベルを引き上げていくことと

なりました。

本県の感染者は、現時点で76人、入院中が4人となっており、ここ数日発生が散発的に見られるものの、各患者の濃厚接触者について検査で陰性が確認できていることから、本県における感染は限定的な状況が続いていると考えている。

県の感染症対策専門家会議による県内の感染状況、医療提供体制を踏まえた評価や、国の対処方針、近隣都県の状況などを、「ふじのくにシステム」ないし「ふじのくに基準」において、総合的に判断した結果、現在の警戒レベルを引き続き「レベル3」、「県内は注意・県外は警戒」としている。今後も、感染状況などを継続して監視し、感染拡大が懸念される場合には、住民への感染拡大への警戒の呼びかけてまいります。

本県の医療体制については、医療従事者の皆様の献身的な御尽力により、医療提供体制が維持されており、心より感謝申し上げる次第であります。今後の第2波、第3波に備え、まん延防止と医療提供体制の確保が第一でございますので、引き続き、PCR検査の積極的な実施、防護服等の感染防止用品の確保、軽症者用病床の確保など、医療提供体制の維持に全力を尽くしていただくようお願いいたします。

緊急事態宣言はひとまず全面的解除となりましたが、感染症対策が長期化したことで、県民生活や県内経済に甚大な影響が生じております。

政府は、大規模な2次補正予算案を27日に閣議決定なさいました。各部局は情報収集に努められまして、感染症の拡大防止と社会・経済活動の観点から、この補正予算の積極的な活用に努めてくださるようお願い申し上げます。県議の各会派からも様々な要望が出ております。それも補正予算に取り入れてもらいたいと思います。県民の生命を守る感染防止対策と社会経済活動を支える取組を2本柱として、ヘルスとウェルス、これを2本柱として、全庁を挙げて取り組んでくださるようお願いいたします。以上であります。

#### 【金嶋危機管理監】

それでは、以上で会議を終了いたします。